

お知らせ

新規雇用創出就労環境改善事業補助金について

積極的に就労環境の改善に取り組み事業者に補助金を交付すること、若者等の定着につながる就労環境や女性就労者の環境改善、雇用の拡大を推進します。対象事業者 次のいずれにも該当する事業者

- ・本市内に本社または事業所を有し、労働保険および社会保険の適用事業所として届出を行っている事業者
・令和5年4月1日以後に就業時年齢満40歳未満の者を雇用期間の定めのない正社員または正職員として新たに雇用した事業者
・市税等の滞納がないこと

対象事業 次に掲げる事業で事業費が50万円以上のもの
・福利厚生施設の整備(トイレ、洗面所、更衣室、シャワー室、休憩所等)
※トイレ、更衣室、シャワー室は男女別に区分したものに限る。
・労働時間の適正な管理に向けた設備導入(労働時間管理適正化システム等の導入)
・職場環境改善のための設備導

入(分煙設備等) 補助金の額 事業費の2分の1以内の額
補助限度額 100万円
◎ソフト事業 対象事業 事業所名入りの統一した制服または作業着の支給や貸与
補助金の額 事業費の2分の1以内の額
補助限度額 20万円
問合せ 水産商工課商工振興係 TEL76-1667

令和8年度から子ども子育て支援金制度が始まります!

子ども・子育て支援金制度は、公的医療保険の保険料と合わせて、「子ども・子育て支援金」を拠出した。子どもや子育て世帯を応援する制度です。子ども達は将来、社会を支える担い手になることから、独身の方や高齢者の方、企業も含めて社会全体で子育てを支える仕組みとなっております。令和8年度の国民健康保険や後期高齢者医療保険などの保険料(料)に上乘せされる形で、皆さんに負担していただくこととなります。本市の国民健康保険や後期高齢者医療保険に加入している世帯に対して、4月に納税通知書を送付していますが、納付額につ

計量器(はかり)の定期検査

計量器(はかり)を商売等で取引または証明上の計量に使用する場合、法律で2年に1回の定期検査が義務付けられています。今年はその定期検査の年です。対象者は必ず受けてください。実施日および場所
・6月2日(火) 別府センター
・6月3日(水) 城山センター
・6月4日(木) 立神センター
・6月5日(金)、9日(火)、10日(水) 市民会館
時間 午前10時30分〜午後3時
問合せ 水産商工課商工振興係 TEL76-1667

令和8年経済センサス活動調査が実施されます

令和8年6月1日を期日として、全ての事業所・企業を対象とした「経済センサス」活動調査が実施されます。これは、我が国における事業所・企業の経済活動を全国的および地域別に明らかにすること

結婚新生活支援事業

結婚に伴う新生活のスタートアップに係る新居の住居費や引越費用を支援します。対象者 令和8年1月1日から令和9年3月31日までの間に婚姻届を提出し、受理されている世帯で、次の要件を満たす世帯
・令和8年1月以降、婚姻を機に市内の住居を購入・リフォーム・賃借し、当該住居の住所に住んでいること(補助対象は4月以降に支払った分)
・夫婦の令和7年の合計所得が



詳しくはこちら

を目的とする政府の重要な調査です。調査結果は、国の各種行政施策をはじめ、地域の産業振興や商店街の活性化などの地方公共団体における基礎資料として活用されるだけでなく、経営の参考資料として事業所の方々にも広く活用されています。調査へのご理解・ご回答をよろしくお願いします。詳しくは、キャンペーンサイトをご覧ください。

500万円未満であること(貸与型奨学金を返済している場合は、年間返済額を当該年度の所得から控除できます)
・夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下であること
・夫婦ともに以下のいずれかの講座等を受講・相談していること
①ライフデザイン支援講座
②プレコンセプションケアに関する講座
③医療機関への妊娠・出産に関する相談
④共家事・子育て講座
・夫婦ともに市税等の滞納がないこと
申込期間 令和8年6月1日から令和9年3月31日まで
対象経費 結婚を機に取得、リフォームまたは賃借した住居に係る費用(賃借の場合は敷金・礼金・共益費・仲介手数料・3カ月分の家賃、購入の場合は住宅購入費、リフォームした場合にリフォーム費を含む)および引越費用
※上限30万円(夫婦ともに29歳以下の場合には上限60万円)
問合せ 企画調整課政策推進係 TEL76-1090

5月1日〜31日は水防月間

梅雨を控え、水害から大切な生命や財産を守るための月間で

す。日頃の十分な備えと、一人一人の水防に対する心構えが被害を最小限に抑えます。水防活動にご協力をお願いします。市内の1時間雨量、主要河川の水位の状況等を南薩地域振興局管内河川情報テレホンサービス(TEL099-2147070)で知ることができます。また、県河川砂防情報システムで県内各地の降水量、土砂災害危険指標などの情報を確認できます。問合せ 建設課土木係 TEL76-1217

5月21日〜6月20日は河川愛護月間

5月21日から6月20日までを河川愛護月間とし、県下一斉に河川愛護運動を実施しています。この運動は、多くの県民の皆さんに川を大切に、また、川をきれいにする河川愛護作業に参

募集

桜山地区公民館講座受講生

◎料理講座(作って味わう料理教室)
期間 6月〜令和9年3月
日時 第3木曜日 午前10時〜

枕崎地区公民館講座受講生

◎「健康づくりヨガ」講座
イキイキ元気に過ごすための体づくりを学びませんか。
期間 6月〜令和9年3月(全10回)
日時 第1水曜日 午後1時30分〜3時30分(1回目6月3日)
講師 井上和代さん
定員 12名

障害者訓練生

【パソコン基礎科(南さつま)3カ月コース】
訓練内容
・パソコン操作を通じて情報の活用や事務処理能力の技術習得
・定時に行動を継続できる生活リズムの構築や集団で活動に取り組み中で必要とされるコミュニケーション能力の獲得
・就労に向けた必要な知識や基礎的技法の習得
募集期間 5月28日(木)〜7月27日(月)
募集定員 6名(応募者が少な

い時は、訓練を実施しない場合があります)
受講料 無料(教材費5000円程度は自己負担となります)
訓練期間 9月2日(水)〜11月27日(金) 午前9時30分〜午後3時(土、日、祝日は休み)
場所 地域生活支援センターふう(南さつま市加世田高橋1935-164)
応募資格
・障害がある方で、早期の就職や再就職を目指す方
・公共職業安定所から受講あつせんを受けられた方
※就労支援事業所等で支援を受けている方も受講可能です。
選考日(面接) 8月7日(金)
問合せ 鹿児島障害者職業能力開発校 TEL0996-44-2206

消費生活メモ

成人式の晴れ着レンタル 早期契約や強引な勧誘に注意

【事例1】高校生の娘と店に向き、2年先の成人式用に振袖のレンタルを約25万円ですし込んだが、他で気に入った着物を見つけたのでキャンセルを希望した。利用規約には、成約後30日以内のキャンセルは50%のキャンセル料が必要と書いてある。2年先なのに

50%のキャンセル料は高いと思う。【事例2】振袖レンタルの案内が届き、店に行ってみた。高校生の娘が好きなものを聞かれるがまま試着した結果、約20万円になった。妻は高額で戸惑ったようだが、店員から「今日決めないとこの振袖は着られないかもしれない」と言われ、仕方なく予約した。価格を明示せず

▼成人式用の晴れ着レンタルでは、1

2年先の早期契約をするケースが見られ、キャンセルに関するトラブルが起こっています。数年先の使用でも契約は有効であり、キャンセル料についても契約内容に従うことになるため、注意が必要です。

「好みのデザインがなくなる」などと急かされても焦らず、その場で契約することと避けましょう。特に早期契約では、気が変わったり、業者の倒産などのリス

クもあるため、十分に検討しましょう。契約の際は、衣装などレンタルされる商品の内容や料金、着付けや写真撮影などレンタル以外のサービス内容や料金、レンタルの期間、契約の成立時期、解約条件やキャンセル料などをよく確認しましょう。

困ったときは、消費生活センター等にご相談ください(消費者ホットライン188)。

消費生活に関するトラブルのご相談は枕崎市消費生活センター(市役所内)まで。 TEL72-1111 内線329 ※8:30~12:00、13:00~17:15